

「西宮市立地適正化計画見直し方針案作成支援業務」仕様書

- 委託業務名 : 西宮市立地適正化計画見直し方針案作成支援業務
- 業務場所 : 西宮市 市内全域
- 履行期間 : 契約締結の翌日から令和6年3月29日まで

第1条 業務目的

本市では、平成26年の都市再生特別措置法改正により、創設された立地適正化計画として、令和元年7月に計画期間を概ね20年間とした「西宮市立地適正化計画」を策定しており、必要に応じて概ね5年ごとに見直しを行うこととしている。

計画の策定から現在に至るまでにおいて、人口の減少や新型コロナウイルスの影響等による都市のあり方の変化、令和2年の都市再生特別措置法改正にて、防災指針に関する事項の記載や老朽化した都市計画施設の改修に関する事業の都市計画事業認可みなし制度が追加されるなど、社会情勢が大きく変化している。

以上のことから、本市では、計画の策定から概ね5年を迎える「西宮市立地適正化計画」の中間評価を行うとともに、防災指針の追加や都市計画事業認可みなし制度に対する検討に加え、この5年間における人口の増減や社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行うものとする。

本業務では、上記計画の見直し方針案について、今後の社会情勢等の長期的な展望や上位計画・関連計画等を踏まえ、作成支援の業務を行うものとする。

第2条 業務の実施

1. 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
2. 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
3. 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
4. 原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。

第3条 業務内容

本業務の業務内容は下記の通りとする。なお、プロポーザルにおいて企画提案のあった業務については、下記の記載事項になくても、業務に含まれるものとする。

(1) 現状・課題の整理

西宮市における現状と課題及び目標値の達成状況、総合計画、都市計画マスタープラン等の上位計画・関連計画における都市の課題、他市の事例等を踏まえ、立地の適正化に関する基本的な方針や誘導区域の考え方等をとりまとめるうえで、考慮すべき事項を整理する。

また、現状の整理においては、都市構造の分析の見直しを行うこととし、防災指針の追加等に伴う分析項目の追加やそれに伴う課題整理も行う。

(2) 立地の適正化に関する基本的な方針の見直し支援

上記の現状・課題及び上位計画・関連計画等を踏まえ、立地適正化計画における基本理念や基本的な方針、地区ごとの誘導方針の見直し支援を行う。

受託業者は、記載すべき内容を整理する際の補助を行い、その構想に基づき、受託業者において、文章の追加・校正、図表の追加・修正等の作成支援業務を行う。

(3) 誘導区域の設定方針の作成支援

(1)～(2)の内容を踏まえ、誘導区域ごとの設定方針及び方針図の策定支援を行う。

受託業者は、記載すべき内容を整理する際の補助を行い、その構想に基づき、受託業者において、文章の追加・校正、図表の追加・修正等の作成支援業務を行う。

(4) 防災指針における基本的な方針の作成支援

(1)にて整理した現状・課題や災害リスクに関連する分析結果、西宮市地域防災計画や西宮市国土強靱化計画等の関連計画における基本的な考え方や目標、本計画で目指すまちづくりの方針等と整合を図りながら、コンパクトで安全な都市づくりを推進するため、必要な防災・減災対策の基本的な方針を作成する支援を行う。

受託業者は、記載すべき内容を整理する際の補助を行い、その構想に基づき、受託業者において、文章の追加・校正、図表の追加・修正等の作成支援業務を行う。

(5) 見直し方針案作成支援

(1)～(4)の内容を踏まえ、市の考える構成に基づき、立地適正化計画の見直し方針案として、とりまとめる。また、あわせて骨子案の内容を要約した概要版も作成する。

見直し方針案の構成は、たとえば、下記の項目が考えられる。

- 目的と位置づけ
- 本市の現状・分析・課題の整理
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 誘導区域の設定方針
- 防災指針の基本方針

なお、誘導区域の設定基準及び誘導施設の設定、居住・都市機能を誘導するための個別・具体の施策等については、素案の段階においてとりまとめるものとする。

(6) 住民周知資料の作成

見直し方針案について、広報誌など、住民に周知する際に必要となる資料を作成する。

資料を作成するソフトは、Adobe illustrator を基本とする。

なお、広報誌等を印刷する場合は、印刷費及び配布に係る費用は、本業務に含まれない。

(7) 会議の運営支援

下記の会議において、資料作成、資料の印刷、会議への参加、議事録の作成を行う。

- 学識経験者意見交換会（2回程度）
- 庁内検討委員会・作業部会（4回程度）

第4条 主任担当技術者及び管理技術者

1. 主任担当技術者及び管理技術者は、プロポーザルにおいて配置予定の主任担当技術者及び管理技術者として登録のあった者とする。
2. 主任担当技術者となる者は、本市業務委託契約書（契約約款）第6条の業務主任技術者に選任するものとする。
3. 管理技術者となる者は、本市業務委託契約書（契約約款）第6条の業務責任者に選任するものとする。

第5条 提出書類

本業務を行うにあたって以下の書類を提出すること。

（1）業務計画書

以下の事項を記載した業務計画書を契約締結後7日（休日等を含む）以内に提出し、承認を得ること。

- ①業務実施方針
- ②業務実施体制
- ③業務工程表
- ④その他本市が必要とする事項

（2）打合せ記録簿

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録する。

第6条 貸与資料

受託業者には、本業務を行うにあたり、西宮市立地適正化計画の作成に使用した各種データのほか、必要な資料（関連事業を含む）を貸与するものとする。

第7条 成果品

1. 本業務における成果品は下記の通りとする。
 - （1）業務完了報告書 2部
 - （2）本業務において作成した電子データ 1式
データの形式については、下記の形式を基本とする。
 - 文書：Microsoft Word 形式
 - 表、グラフ：Microsoft Excel 形式
 - 図：Adobe illustrator 形式
 - GIS：Tab 形式
 - 広報紙：Adobe illustrator 形式
2. 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、完了した業務ごとに成果品を提出し、発

注者の検査を受けること。検査を行い、発注者の承認を得られない成果物は無効とする。

3. 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。
4. 業務完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市の指示に従いこれを是正すること。
5. 本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとし、本業務により得られた成果品、資料、及び情報等について、受託者は本市の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。

第8条 支払い条件

業務完了後、一括払いとする。

「西宮市立地適正化計画作成支援業務」仕様書（案）

- 委託業務名：西宮市立地適正化計画作成支援業務
- 業務場所：西宮市 市内全域
- 履行期間：契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

第1条 業務目的

本市では、平成26年の都市再生特別措置法改正により、創設された立地適正化計画として、令和元年7月に計画期間を概ね20年間とした「西宮市立地適正化計画」を策定しており、必要に応じて概ね5年ごとに見直しを行うこととしている。

計画の策定から現在に至るまでにおいて、人口の減少や新型コロナウイルスの影響等による都市のあり方の変化、令和2年の都市再生特別措置法改正にて、防災指針に関する事項の記載や老朽化した都市計画施設の改修に関する事業の都市計画事業認可みなし制度が追加されるなど、社会情勢が大きく変化している。

以上のことから、本市では、計画の策定から概ね5年を迎える「西宮市立地適正化計画」の中間評価を行うとともに、防災指針の追加や都市計画事業認可みなし制度に対する検討に加え、この5年間における人口の増減や社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行うものとする。

本業務では、過年度に作成した見直し方針に基づき、素案作成の業務を行う。

第2条 業務の実施

1. 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
2. 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
3. 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
4. 原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。

第3条 業務内容

本業務の業務内容は下記の通りとする。なお、プロポーザルにおいて企画提案のあった業務については、下記の記載事項になくても、業務に含まれるものとする。

（1）誘導区域の設定基準及び誘導施設設定方針の見直し支援

過年度に作成した見直し方針の内容に基づき、区域ごとの誘導区域の設定基準及び誘導施設の設定方針を見直し支援を行う。

受託業者は、記載すべき内容を整理する際の補助を行い、その構想案に基づき、受託業者において、図表の作成、文章の追加・修正等の作成支援業務を行う。

（2）誘導区域図の見直し

過年度に作成した見直し方針の内容等に基づき、誘導区域図の見直しを行う。なお、見直しに合わせて、市内全域を2500分の1で作成しているデータ（TAB形式）の更新を行うこと。

受託業者は、記載すべき内容を整理する際の補助を行い、その構想案に基づき、受託業者において、図表の作成等の業務を行う。

(3) エリア別誘導方針・誘導施設設定の見直し支援

過年度に作成した見直し方針の内容及び誘導施設の設定方針等に基づき、必要に応じてエリア設定や誘導方針、誘導施設について見直し支援を行う。

受託業者は、記載すべき内容を整理する際の補助を行い、その構想案に基づき、受託業者において、図表の作成、文章の追加・修正等の作成支援業務を行う。

(4) 居住・都市機能を誘導するための施策の見直し支援

過年度に作成した見直し方針の内容及び(1)～(3)の内容を踏まえ、エリア別の個別・具体の施策等の見直しを行う。

受託業者は、記載すべき内容を整理する際の補助を行い、その構想案に基づき、受託業者において、図表の作成、文章の追加・修正等の作成支援業務を行う。

(5) 防災指針の作成支援

過年度に作成した見直し方針の内容を踏まえ、必要な防災・減災対策の考え方や施策等のとりまとめにおける支援を行う。

受託業者は、記載すべき内容を整理する際の補助を行い、その構想に基づき、受託業者において、図表の作成、文章の追加・修正等の作成支援業務を行う。

(6) 目標値の見直し及び期待される効果の検討

現計画の目標値に対するこれまでの評価や(1)～(5)の内容等を踏まえ、必要に応じて目標値の見直しや新たな目標値の設定、期待される効果の検討等を行う。

(7) 計画作成支援

(1)～(6)の内容を踏まえ、市の考える構成に基づき、立地適正化計画の素案として、とりまとめる。また、あわせて素案の内容を要約した概要版も作成する。

素案の構成は、たとえば、見直し方針の作成内容に加え、下記の項目が考えられる。

- 誘導区域の設定基準及び誘導施設の設定方針
- 誘導区域図
- エリア別誘導方針・誘導施設の設定
- 居住・都市機能を誘導するための施策
- 防災指針の作成
- 目標値の見直し及び期待される効果の検討

(8) 住民周知資料の作成

素案について、広報誌など、住民に周知する際に必要となる資料を作成する。

資料を作成するソフトは、Adobe illustrator を基本とする。

なお、広報誌等を印刷する場合は、印刷費及び配布に係る費用は、本業務に含まれない。

(9) 会議の運営支援

下記の会議において、資料作成、資料の印刷、会議への参加、議事録の作成を行う。

- 学識経験者意見交換会（2回程度）
- 庁内検討委員会・作業部会（4回程度）

第4条 主任担当技術者及び管理技術者

1. 主任担当技術者及び管理技術者は、プロポーザルにおいて配置予定の主任担当技術者及び管理技術者として登録のあった者とする。ただし、市との協議の上、やむを得ない事情により変更する必要があると認められる場合は、同等の業務実績・資格を有する者に変更することができる。
2. 主任担当技術者となる者は、本市業務委託契約書（契約約款）第6条の業務主任技術者に選任するものとする。
3. 管理技術者となる者は、本市業務委託契約書（契約約款）第6条の業務責任者に選任するものとする。

第5条 提出書類

本業務を行うにあたって以下の書類を提出すること。

（1）業務計画書

以下の事項を記載した業務計画書を契約締結後7日（休日等を含む）以内に提出し、承認を得ること。

- ①業務実施方針
- ②業務実施体制
- ③業務工程表
- ④その他本市が必要とする事項

（2）打合せ記録簿

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録する。

第6条 貸与資料

受託業者には、本業務を行うにあたり、西宮市立地適正化計画の作成に使用した各種データのほか、必要な資料（関連事業を含む）を貸与するものとする。

第7条 成果品

1. 本業務における成果品は下記の通りとする。
 - （1）業務完了報告書 2部
 - （2）本業務において作成した電子データ 1式データの形式については、下記の形式を基本とする。
 - 文書：Microsoft Word 形式
 - 表、グラフ：Microsoft Excel 形式

図 : Adobe illustrator 形式

GIS : Tab 形式

広報紙 : Adobe illustrator 形式

2. 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、完了した業務ごとに成果品を提出し、発注者の検査を受けること。検査を行い、発注者の承認を得られない成果物は無効とする。
3. 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。
4. 業務完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市の指示に従いこれを是正すること。
5. 本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとし、本業務により得られた成果品、資料、及び情報等について、受託者は本市の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。

第8条 支払い条件

業務完了後、一括払いとする。